

## 第1章 福岡市地震災害復旧・復興本部の設置

### 1 設置趣旨

平17年3月20日に発生した「福岡県西方沖地震」に係る災害対策について、応急対応策が実施状況等から収束に向かっており、今後は、市民生活の回復・安定及び都市施設等の復旧・復興をさらに迅速かつ重点的に推進する必要があることから、福岡市地域防災計画に基づき、「福岡市地震災害復旧・復興本部」（以下「本部」）を設置するもの。

### 2 基本方針

- (1) 被災者の速やかな生活再建を支援する。
- (2) 被災された農林水産業者、中小企業者の速やかな再建を支援する。
- (3) 甚大な被害のあった地域については、その地域特性に応じ、総合的な復旧・復興を推進する。
- (4) 被災した港湾、漁港、道路などの公共施設の速やかな復旧を推進する。
- (5) 福岡県西方沖地震を踏まえ、地震災害に強いまちづくりを推進する。
- (6) 復旧・復興に必要な財源確保に努める。

### 3 組織

- (1) 市長を本部長とする。組織図は次頁のとおり。

### 4 設置日

平成17年4月12日

#### 福岡市地震災害復旧・復興本部実施要綱

##### (趣旨)

第1条 平成17年3月20日に発生した「福岡県西方沖地震」に係る災害対策については、応急対策の実施状況等から収束に向かっており、今後は、市民生活の回復・安定及び都市施設等の復旧・復興を更に迅速・的確かつ重点的に推進する必要があることから、福岡市地域防災計画に基づき、「福岡市地震災害復旧・復興本部」（以下「本部」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (本部の組織)

第2条 本部に本部長をおき、本部長には市長をもって充てる。

2 本部の組織は、福岡市災害対策本部の組織を準用する。また、各区地震災害復旧・復興本部の組織についても同様とする。

3 本部長が必要であると認めるときは、本部にプロジェクトチームを置くことができる。

##### (本部会議)

第3条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議の構成、招集及び議長に関することについては、福岡市災害対策本部会議の構成、招集及び議長に関することを準用する。

3 本部会議においては、復旧・復興に関する重要な事項について、協議するものとする。

##### (本部事務局)

第4条 本部に事務局をおき、その庶務は、市民局地震災害復旧・復興総合調整担当において処理する。

2 事務局は、本部運営の総合調整を行う。

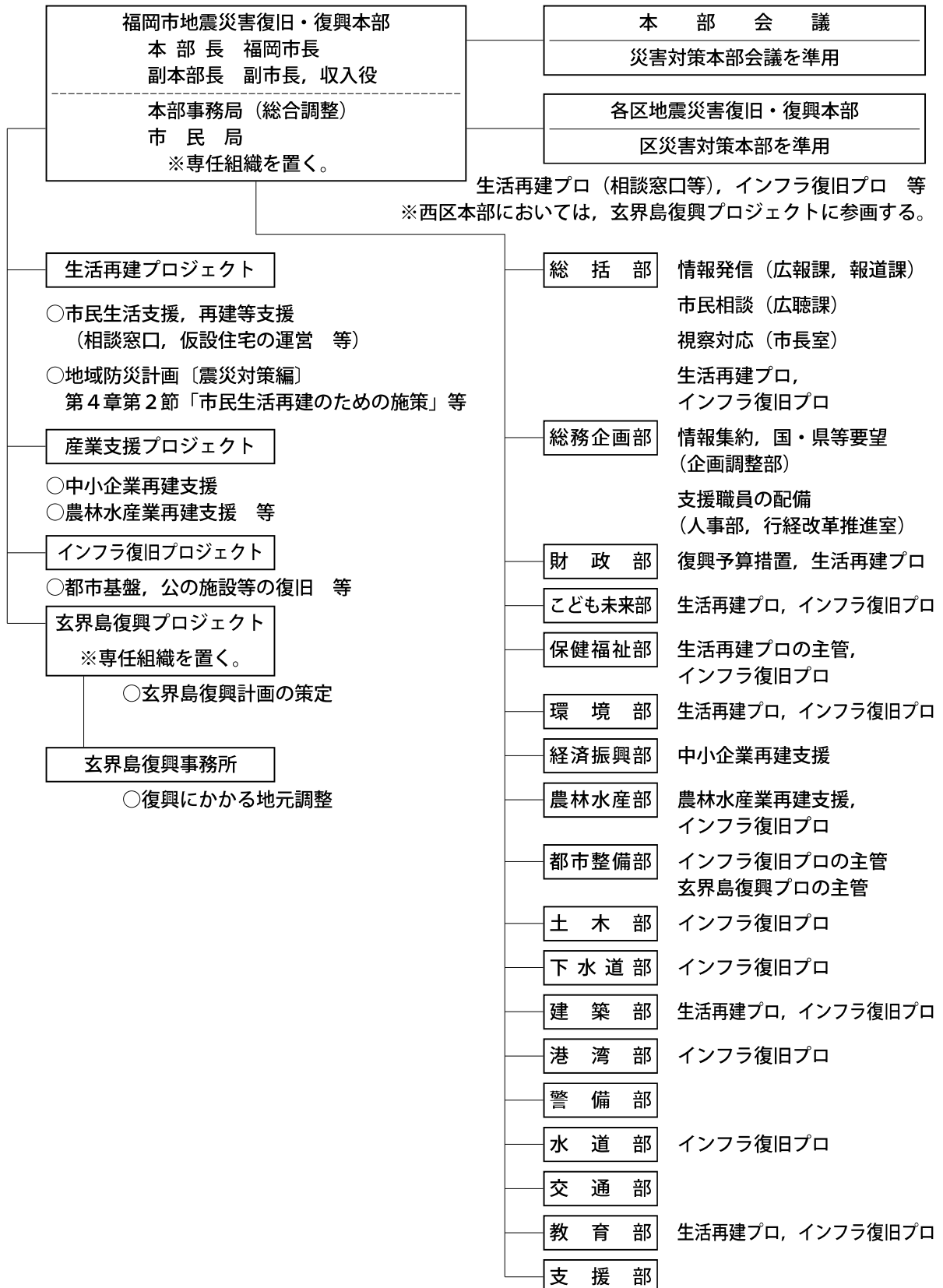
##### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

##### 附 則

この要綱は、平成17年4月12日から施行する。

【復旧・復興本部組織図】



※各プロジェクト及び各部に記載している業務は，それぞれの主な事務分掌である。

## 第2章 国・県に対する提言，要望

早期の被災者生活再建支援，公共施設復旧を進めるため，被災者支援策の充実や災害復旧事業への特段の協力を得るため，被災地視察などあらゆる機会を捉えて国・県に対して要望活動を行った。

### 1 国等の視察に併せて要望

日付	相手先	主な要望内容	備考
3月21日	政府調査団 林田内閣府副大臣他	—	
3月23日	国土交通省 蓮実国土交通副大臣他	○災害復旧事業への財政上の措置 ○被災者生活援護・再建等に対する支援 ○地方交付税に関する措置	
3月24日	内閣府 村田内閣府防災担当大臣他	○災害復旧事業への財政上の措置 ○被災者生活援護・再建等に対する支援 ○地方交付税に関する措置	
3月26日	小泉内閣 総理大臣 小野内閣総理大臣秘書官他	—	
3月30日	衆議院災害 対策特別 委員会 西村委員長他	○災害復旧事業の早期採択及び財政措置 ○被災者生活援護・再建等に対する支援 ○離島振興法に基づく災害復旧及び復興に関する支援 ○地方交付税に関する措置	
4月20日	農林水産省 岩永農林水産副大臣他	—	
4月25日	参議院災害 対策特別 委員会 風間委員長他	○災害復旧事業の早期採択及び財政措置 ○被災者生活援護・再建等に対する支援 ○離島振興法に基づく災害復旧及び復興に関する支援 ○地方交付税による財政支援	
5月11日	衆議院国土 交通委員会 橘委員長他	同上	

## 2 福岡市独自の要望活動

日付	相手先		主な要望内容	備考
3月29日	地元選出 国会議員等	内閣府, 総務省, 厚生労働省, 農林水産省, 国土交通省他	○災害復旧事業の早期採択及び財政措置 ○被災者生活援護・再建等に対する支援 ○離島振興法に基づく災害復旧及び復興 に関する支援 ○地方交付税に関する措置	市長, 議長及び 関係局部長
4月21日	厚生労働省	社会・保護局	○応急修理限度額の引き上げについて ○一部損壊の住家への適用の拡大に ついて ○応急修理制度などの弾力的な運用に ついて	保健福祉 局長, 建築局長
6月28日	国土交通省	住宅局	○民間建築物の耐震化促進補助制度の 拡充	建築局長
7月7日	地元選出国 会議員	農林水産省, 国土交通省他	○玄界島の復旧・復興に関する支援 ○被災者生活再建支援制度の拡充 ○公共建築物及び公共構造物等の耐震化 の推進	五者要望 市長他 関係局部長
9月14日	国土交通省	住宅局等	○建築基準法耐震基準等に対する提言	福岡県と 共同要望

## 3 その他の要望活動

日付	相手先		主な要望内容	備考
3月29日	内閣府, 総務省, 財務省, 厚生労働省, 農林水産省, 国土交通省等		○災害復旧事業及び被災者生活援護・ 再建などに対する財政措置	指定都市 緊急要望
5月30日 ※郵送	福岡県, 内閣府, 総務省, 財務省, 厚 生労働省, 農林水産省, 国土交通省等		○災害復旧事業及び被災者生活援護・ 再建などに対する財政措置 ○被災者の住宅再建支援に対する特段の 配慮	福岡県 市長会要望
6月6日 ※郵送	内閣府, 総務省, 財務省, 厚生労働省, 農林水産省, 国土交通省等		同上	九州市長会 要望
6月30日 ※郵送	全国国会議員, 内閣府, 総務省, 財務省, 厚生労働省, 農林水産省, 国土交通省等		○地震等の災害復旧支援について ○防災・災害対策の充実強化等について	全国市長会 要望
7月下 ～8月上	内閣府, 総務省, 財務省, 厚生労働省, 国土交通省等		○公共建築物等の耐震化に対する財政 措置 ○消防・防災行政無線のデジタル化に対 する財政措置 ○被災者生活再建支援制度の拡充	指定都市 要望
8月1日	小泉内閣総理大臣		○小規模住宅改良事業等による最大限の 支援	玄界島 復興対策 検討委員会

### 第3章 財政措置

福岡県西方沖地震が発生した平成17年3月20日直後から、公共施設の応急復旧など、緊急に対応すべきものについては、既決予算枠内及び予備費補充により対応を行ったところであるが、その他の災害復旧事業や被災者支援策などの予算については、随時、補正予算を編成し対応を行った。

#### 1 編成日程等

	専決日	震災関連補正額	
3月補正（専決処分）	H17. 3. 31	569,140千円	
4月補正（専決処分）	H17. 4. 1	3,796,462千円	
	上程日	議決日	震災関連補正額
5月補正	H17. 5. 17	H17. 5. 19	1,324,996千円
6月補正	H17. 6. 14	H17. 6. 22	22,553,891千円
9月補正	H17. 9. 21	H17. 9. 30	△6,252,886千円
12月補正	H17. 12. 8	H17. 12. 16	2,563,868千円
2月補正	H18. 2. 20	H18. 2. 23	△3,577,222千円

#### 2 編成概要

	補正額
(1) 災害救助費	
① 避難所運営費	85,325千円
② 災害見舞金等	101,040千円
③ 災害援護資金貸付金等	1,606,200千円
(2) 住宅再建支援金等	739,433千円
(3) 災害復旧費	
① 河川	200,000千円
② 道路	2,085,300千円
③ 港湾等	6,214,330千円
④ 漁港等	3,142,852千円
⑤ 下水道	270,000千円
⑥ 公園	156,750千円
⑦ 学校	413,343千円
⑧ その他	953,051千円
(4) 玄界島復興関連	2,726,593千円
(5) その他震災関連	2,284,032千円

## 3 福岡県西方沖地震関連補正予算一覧

区 分	事 項	生活支援	災害復旧	その他
3月補正	港湾施設災害復旧（護岸復旧等）		70,000	
	漁港施設等災害復旧（岸壁補修，浮き桟橋補修等）		85,500	
	被災者災害救助（食品，布団，災害見舞金等）	51,640		
	その他		62,000	300,000
	合 計	51,640	217,500	300,000
4月補正	道路災害復旧（舗装，法面，橋梁）		1,113,000	
	港湾施設災害復旧（護岸復旧等）		200,000	
	漁港施設等災害復旧（8漁港のエプロン補修等）		444,011	
	学校施設災害復旧		320,000	
	スポーツ施設等災害復旧		74,500	
	農林水産業関連施設災害復旧		580,246	
	市営住宅災害復旧		235,000	
	被災者災害救助（食品，学用品，災害見舞金等）	61,705		
	被災者災害救助（貸付金）	724,500		
	その他	20,000	23,500	
	合 計	806,205	2,990,257	0
5月補正	地震被災住宅再建支援金	364,596		
	地震被害農漁村特定地域再生支援金	960,400		
	合 計	1,324,996	0	0
6月補正	河川災害復旧事業		200,000	
	港湾施設等災害復旧（IC地区，香椎PP等）		15,391,060	
	漁港施設等災害復旧（岸壁復旧，改修等）		1,909,151	292,000
	下水道災害復旧（管渠，水処理センター等）		270,000	
	公園災害復旧事業		53,430	
	社会福祉施設災害復旧（保育所，特養等）		184,295	
	農林水産業関連施設災害復旧（市場等）		566,668	1,489,206
	市営住宅災害復旧		54,000	
	文教施設災害復旧（図書館，博物館等）		64,241	
	被災者災害救助（災害見舞金・応急修理）	73,020		
	被災者災害救助（貸付金）	881,700		
	農漁村災害復旧特別融資事業	85,217		
	玄界島復興事業（建物調査，測量等）			122,725
	その他	23,696	252,065	641,417
合 計	1,063,633	18,944,910	2,545,348	

区 分	事 項	生活支援	災害復旧	その他
9月補正	道路災害復旧事業（志賀島）		1,523,000	
	港湾施設等災害復旧事業（国直轄負担金等）		△7,732,830	
	耐震対策（学校校舎，体育館の耐震診断）			108,698
	地質調査（玄界島）			40,000
	その他		29,587	△221,341
	合 計	0	△6,180,243	△72,643
12月補正	小規模住宅地区改良事業（土地建物買収等）			2,563,868
	合 計	0	0	2,563,868
2月補正	道路災害復旧事業		△550,700	
	港湾機能施設災害復旧事業		△1,713,900	
	漁港施設等災害復旧事業		△459,861	△558,611
	公園災害復旧事業		94,320	
	地震被災住宅再建支援金	△141,855		
	地震被害農漁村特定地域再生支援金	△450,400		
	その他	△89,558	93,343	200,000
	合 計	△681,813	△2,536,798	△358,611
総 合 計		2,564,661	13,435,626	4,977,962
		20,978,249		

## 第4章 福岡市議会の対応

### 1 震災対策特別委員会

平成17年3月20日に発生した「福岡県西方沖地震」を受け、震災復旧・復興に関する調査を付託事項として、平成17年5月19日に設置された。

以来、平成17年6月9日、9月20日、12月6日、平成18年2月3日の4回にわたって委員会が開催され、平成18年第1回定例会において中間報告がなされた。

平成18年度には、平成18年9月29日に委員会が開催され、平成19年第1回定例会において調査報告がなされた。

#### 【震災対策特別委員会の中間報告】

平成18年2月

本委員会は、平成17年3月20日にマグニチュード7、最大震度6弱の福岡県西方沖地震が発生し、玄界島を初め市内で甚大な被害が生じたことを受けて、震災復旧・復興に関する調査を付託事項として、平成17年5月19日に、全議員構成の特別委員会として設置されたものである。

以来、平成17年6月9日、9月20日、12月6日、平成18年2月3日の4回にわたり委員会を開催し、付託事項について①被害状況、②被災者支援事業等、③公共施設等の復旧、④玄界島復興事業、⑤地域防災計画の見直し、⑥公共施設、民間施設の耐震化推進の観点から、鋭意調査を進めてきた。

今回の地震では、死者1人、重軽傷者1,000人を超える人的被害、450棟を超える全半壊を含め5,200棟を超える住家被害、また、道路、港湾、漁港施設、学校などの公共施設等に総額223億円余の大きな被害を受け、玄界島の島民を初め、最大2,759人が避難所生活を余儀なくされた。

これらの被害に対し、230戸の応急仮設住宅が設置されるとともに、本市では独自の被災住宅復旧支援策として、全市域で半壊以上を対象とした地震被災住宅再建支援金制度や、志賀島、勝馬、北崎の特定3校区については、農漁村コミュニティー再生の観点から、一部損壊も対象として、所得要件がない地震被害農漁村特定地域再生支援金制度が創設された。また、住宅金融公庫等の住宅復興資金に対する利子補給、一部損壊も対象とした災害援護臨時貸付金及び利子補給、中小企業者や農林漁業者に対する設備資金等の融資などが実施された。なお、災害援護臨時貸付金については、委員会での質疑を受けて、平成17年8月24日に所得制限を廃止している。

壊滅的な被害を受けた玄界島については、島民の意向を踏まえながら小規模住宅地区改良事業の手法により集落の再生を図ることとし、19年度完成を目標として、県営住宅50戸を含む賃貸集合住宅130戸、戸建て住宅用地50区画、道路、公園等の整備が図られることとなった。

公共施設の耐震化については、災害対策活動の拠点や避難所となる施設とライフライン関連施設等の耐震化を迅速に推進することとし、耐震診断を行っていない施設の診断をおおむね3カ年で実施する。避難所等として重要な学校施設は、体育館を18年度からの5カ年、校舎を10カ年での完了を目指すとの目標が示された。

民間建築物の耐震化推進については、現在の耐震化率約72%を、今後10年間で90%に引き上げるとの目標が示されるとともに、共同住宅の耐震診断助成制度が新設された。



地域防災計画については、災害予防や災害応急対策などの見直しを行い、自主防災体制の強化を図り、公民館を拠点とした防災体制の整備や地域防災リーダーの育成、震災時緊急対応職員の指定、2万7,000人分の公的備蓄の実施、要援護者に対する支援マニュアルの策定などが行われることとなった。

これらの施策に対して各委員から出された主な意見、要望は下記のとおりであるが、18年度も被災住宅等の再建に対する支援、玄界島復興事業の推進、公共施設等の耐震対策の推進並びに民間建築物の耐震化推進を行うとともに、現在調査が進んでいる警固断層の再評価を受けて、地域防災計画と耐震対策計画が再度見直される可能性があるため、引き続き調査を進めていく必要がある。

## 記

### 1. 被災者支援事業等について

国の被災者生活再建支援金の支給要件の緩和を国に強く働きかけるとともに、本市の地震被災住宅再建支援金の所得要件を撤廃または大幅に緩和し、実効性があるものとするべき。分譲マンションの被害についても、地震被害農漁村特定地域再生支援金制度と同様の措置を実施すべき。被災住宅の解体、撤去を公費で行うべき。義援金の配分委員会に、住民の代表である市議会議員を入れるべきとの意見。

被災程度や対象地区並びに所得制限のボーダーラインにいる市民を救済するため、新制度の創設や現行制度の要件緩和を検討されたい。被災度認定のあり方に問題があり、建物被害の実態に即した独自の被害度認定基準を策定し、必要な所は、さかのぼって再調査されたい。被災マンション居住者への支援策として、相談窓口の一本化と出張窓口の開設、工事期間中の公営住宅等の確保と家賃補助等を検討するとともに、マンション再建のため、復興基金を創設されたい。地震保険の加入状況など自助努力の現状を調査し、県と連携して住宅再建共済制度を創設されたい。危険な状態にある漁業協同組合の共同利用施設は、公的証明を発行して早急に解体できるようにするとともに、再整備のための支援金制度を創設されたい。志賀島の住民が取り組んでいるPR活動や志賀海神社の復旧に、側面から積極的に支援されたい。市が受け入れた義援金を県が配分した例は全国的にもなく、基金等への積み立てや被害度が反映されない配分は、寄託者の意思に反するものである。県に対して断固とした態度で臨み、今後は、寄託者の意思が十分反映された配分となるよう対処されたいとの要望。

### 2. 公共施設等の復旧について

国庫補助を活用する場合でも、工事の迅速化を図るため、市長の専決で行える範囲を拡大するよう、国に制度の改善を要望すべき。事業費の財源調達のため、民間損害保険会社の活用や災害基金の創設、構造物耐震化への投資など、費用対効果を踏まえた新たな制度が必要との意見。

志賀島の地域経済浮揚のため、志賀島循環道路の復旧を急がれたいとの要望。

### 3. 玄界島復興事業について

早急に事業着手するとともに、離島体験滞在交流促進事業を活用した自然体験施設や交流施設の整備、自然や景観を生かした観光開発などの観点からも復興に取り組まれたい。市営住宅の間取りや建築面積に島民の意向を十分反映されたい。高齢者が多く自力での住宅再建

が困難なため、小規模住宅地区改良事業以外の公的支援策を創設されたい。仮設住宅での生活が少しでも快適になるよう対応されたい。子どもたちが安心して島で勉強できるよう、心のケアにも十分配慮されたいとの要望。

#### 4. 地域防災計画の見直しについて

地域防災計画については、被害想定マグニチュード6.5は実態に合っていないため、見直すべき。体育館や公民館が倒壊した場合の代替避難所が必要。医師会と連携し、災害時における充実した医療救護体制を確立すべき。防災訓練の参加者に偏りがあるため、勤労者や企業にインセンティブを与えて、参加者をふやすべきとの意見。

災害時の水の確保ために雨水貯留施設の活用、防災教育の実施、地域の危険度マップの活用などを盛り込まれたいとの要望。

地域防災組織については、自主防災組織の結成に積極的に取り組み、活発な活動が継続して行われるよう、最大限に支援されたい。自主防災組織と消防団及び地域住民が主体的に訓練できる仕組みを構築されたい。行政と地域及び住民間の情報収集や提供の具体的なマニュアルを策定されたい。災害時に現場で陣頭指揮をとる防災リーダー、特に地域の実情を把握している女性リーダーの育成に、積極的に取り組まれたい。防災リーダー育成のため、博多あんしん・あんぜん塾の卒業生を積極的に活用されたい。中学生の力を地域に生かす防災教育や防災活動の具体化と実施を検討されたいとの要望。

避難所については、1校区1カ所ではなく、住宅地や商業地別の設置基準を設けて民間施設も指定するなど、目標値と年次計画を立てて検討すべき。民間の福祉施設と協定を結び、バリアフリー型で支援スタッフを配置した福祉避難所を指定すべきとの意見。

災害時要支援者対策については、個人情報保護に配慮し、地域と連携した取り組みが必要であり、総合的な対策として早急に検討されたいとの要望。

行政の危機管理体制については、災害対策本部の代替・補完機能を担う消防本部は警固断層の真上にあるため、移転を含め検討すべき。災害対策室は本庁舎2階に設置すべき。被災者支援サービスセンターを設置すべき。深夜や休日の災害に備えて、災害対策本部の指揮命令システムを整備すべき。初動対処では、行政と消防、警察、自衛隊の連携と役割分担が不可欠であり、自衛隊のヘリコプターによる情報収集など、即応できる体制整備と具体的な訓練を実施すべき。防災や危機管理の専門家である退職自衛官を採用し、市の防災危機管理能力の向上を図るべき。公的備蓄は、2万7,000食分では少なすぎるため、大幅に見直すべき。また、乳幼児用やアレルギー対応のミルクと離乳食も確保すべき。防災情報カメラは福岡タワーの1カ所だけでは不十分であり、他の場所にも設置すべきとの意見。

災害弱者への情報提供手段として、携帯電話を利用したメール一斉送信システムを構築されたい。危機管理担当者には、専門的知識を持った人材で、ライフラインが停止しても登庁できる職員を配置されたい。国や県並びに財団法人砂防・地すべりセンターの指導を受けて、地震対策を進められたい。一時避難所と広域避難所の位置づけを行い、避難所の性格に応じた備蓄内容を検討されたい。公的備蓄は最低限の量とし、コンビニエンス協会や飲料水協会と協定を結び、供給ラインを確保されたい。消防ヘリの機体更新にあわせて、ヘリコプターテレビ電送システムを整備されたい。地震で火災が発生した場合、各消防団員に確実に連絡がとれる方法を検討されたい。3月20日防災の日を中心とした市民啓発活動を継続し、震災体験の風化防止に努められたいとの要望。

## 5. 耐震化推進について

市営住宅の耐震化は100%を目指すべき。公共施設の耐震診断や耐震補強を率先して進め、民間に姿勢を示すべき。耐震化減税の新設を急ぐよう、国に強く要望すべき。国の住宅・建築物耐震改修等事業補助金のうち、地方公共団体負担分については、県にも負担を要望すべき。耐震強度偽装の疑いがある建物の総点検を行うとともに、新耐震基準の建物にも適用できる耐震診断助成制度と耐震改修助成制度の新設など、耐震施策の拡充を図るべき。また、困っている人には遡及して助成すべき。警固断層付近など、地域を指定した耐震基準の強化を検討すべきとの意見。

警固断層上にある石油コンビナート基地の耐震対策には、適切に対処されたい。本市の地震対策は警固断層対策に尽きるため、活断層上の建築物の制限や耐震設計基準の強化を義務づける法整備を国に要望するとともに、市としても条例を制定されたい。耐震改修促進計画には、優先的に耐震化すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動などを盛り込まれたい。行政と設計施工団体、リフォーム団体等が連携した耐震改修支援システムを構築し、相談窓口を整備されたい。民間の医療施設や社会福祉施設の耐震診断を強く要請されたい。また、保育所や幼稚園も耐震診断助成制度の対象とされたい。不特定多数の市民が集まる特定建築物の耐震診断や耐震改修については、状況を把握し、指導計画を立てられたい。耐震化率90%の目標達成のため、予備診断から精密耐震診断、耐震改修に誘導する取り組みを検討されたい。危険なコンクリートブロック塀の生け垣化推進のため、撤去費用の助成と改修助成をあわせて行うことを市民に周知されたい。公共施設等の耐震化推進については、財政上の問題も含め、早急に中長期の計画を立てられたい。避難所となる学校や公民館の耐震対策のスピードアップを図られたい。耐震強度に不安がある消防分団車庫は、早急に耐震改修されたいとの要望。

また、耐震強度偽装問題に関連して、建築確認制度の信頼性が損なわれており、市民の信頼回復に努められたい。公共工事受注業者にも不正がないよう指導を徹底されたい。建築技術職員の資質向上を図られたいとの要望。

## 【震災対策特別委員会の調査報告】

平成19年2月

本委員会は、平成17年3月20日にマグニチュード7、最大震度6弱の福岡県西方沖地震が発生し、玄界島を初め市内で甚大な被害が生じたことを受けて、震災復旧・復興に関する調査を付託事項として、平成17年5月19日に、全議員構成の特別委員会として設置されたものである。

以来、付託事項について①被害状況、②被災者支援事業等、③公共施設等の復旧、④玄界島復興事業、⑤地域防災計画の見直し、⑥公共施設、民間施設の耐震化推進の観点から、鋭意調査を行い、平成19年2月13日に調査を終了した。17年度の調査結果等については、平成18年2月23日に中間報告を行っており、18年度の調査結果と各委員から出された主な意見、要望は以下のとおりである。

## 記

## 1. 被災者支援事業について

被災住宅復旧支援策として、国の被災者生活再建支援金とあわせて、市独自に地震被災住宅再建支援金や災害援護臨時貸付金及び利子補給などの施策が実施されている。市独自の地震被災住宅再建支援金の申込件数は当初見込みの249件に対し、平成18年8月末現在で128件と半分程度である。

これに対し、住宅を人間の生存権を保障する場ととらえ、住宅再建のために自治体独自の救済制度を拡大するか、国の適用条件を大幅に緩和した制度を設ける必要がある。一部損壊で解体を余儀なくされた被災者すべてに、被災者生活再建支援金制度を適用すべき。仮設住宅について、設置面積の基準の引き上げを国に強く働きかけられたい。入居者がスムーズに普通の生活に戻れるよう、個々の事情に配慮して対応されたい。義援金を全校区一律に配分したのは、義援金の趣旨に違反しているとの意見、要望があった。

## 2. 玄界島復興事業について

小規模住宅地区改良事業の手法により、19年度完成をめどに、賃貸集合住宅130戸、戸建て住宅用地50区画、道路、公園等の整備が行われており、玄界島の小中学校については、平成19年4月に再開される予定となっている。これに対し、住宅の整備とあわせて、玄界島の自然や景観を生かした観光の開発、教育や文化の振興などさまざまな施策を検討し、島の活性化を図られたいとの要望があった。

## 3. 防災計画の見直しについて

地域防災計画については、平成18年5月に主に短期に見直すべき項目について計画が改定され、自主防災体制の強化を図り、公民館を拠点とした防災体制の整備や地域防災リーダーの育成、2万7,000人分の公的備蓄の実施、要援護者に対する具体的な支援マニュアルの策定などが行われることになった。

これとあわせて、警固断層については、その評価や被害想定などを防災計画に位置づけることとされ、「警固断層調査検討委員会」において調査が進められている。

これに対し、地域防災計画を条例に格上げし、行政、市民、事業者等の役割や責務を明確にすべき。行政や防災関係機関の活動にあわせ、地域へ災害情報を伝達するとともに、地域での防災活動を強化すべきとの意見。

自主防災組織については、日常的な防災訓練の実施や連絡協議会の設置が重要で、組織への支援策を一層強化・充実させる必要がある。また、結成率がまだ7割に達していない。組織結成のマニュアル作成などにより、未結成校区の解消に努められたい。組織の細分化、きめ細かな体制づくりが必要であり、補助金等経費面での支援を検討されたいとの意見、要望。

災害時要援護者対策については、災害時要援護者名簿の提供を、各校区や地域に積極的に働きかけ、対象者の拡大に努められたい。要援護者に対する連絡と安否確認の詳細なルールを確立されたいとの要望。

その他、高齢者、障がい者の2次避難場所として、養護学校の指定を検討されたい。また、マリンメッセや国際会議場等を広域避難場所として位置づけられたい。本市の帰宅困難者対策は不十分であり、早急に帰宅困難者対策協議会を設置し、本市の特性にあった具体的な対策を講じるべき。公的備蓄の数量、品目とも不十分であり、帰宅困難者も考慮して、再検討されたい。天神地区などでは、街頭ディスプレイや街頭スピーカーなどを活用し、的確な情報伝達に努められたいとの意見、要望。

災害発生時の初期対応で、三役への連絡手段は2重3重のセーフティーネットが必要。初期段階に最低限必要な人員、役割などは、最悪の場合を想定し、詳細に決めておくべき。離島など災害時に孤立のおそれのある地域については、いつでも安全に使用できるヘリコプターの離着陸場所を確保されたい。災害時の情報収集体制について、民間事業者等による定点観測を検討されたい。災害ボランティア、消防職員OBなどを有効活用する方策を検討されたい。中学生を対象とした、本格的な防災教育に取り組み、防災教育指針を策定されたい。警固断層の再評価は、「地震被害の想定の見直し」や「地震ハザードマップ」につながる大事な調査であり、早急にまとめられたいとの意見、要望があった。

#### 4. 耐震化推進について

公共施設の耐震化については、17年度に「福岡市公共施設の耐震計画」が策定され、耐震診断を行っていない施設の診断をおおむね19年度までに実施し、避難所等として重要な学校施設は、体育館を18年度からの5カ年、校舎を10カ年での完了を目指し耐震化が進められている。

民間建築物の耐震化については、17年度に策定された「福岡市民間建築物の耐震化の方針」において、17年度現在の耐震化率約72%を、今後10年間で90%に引き上げるとの目標が示され、18年度に耐震化支援策として、戸建て住宅、共同住宅の耐震改修に対する助成制度や危険ブロック塀等の除去、生け垣化に対する助成制度が新設され、8月からは耐震診断の予備診断への助成も開始された。また、平成19年3月をめどに、「福岡市耐震改修促進計画」が策定される予定となっている。

これに対し、莫大な巨費を投じる須崎ふ頭などの大型開発をやめ、公共施設の耐震計画を見直し、医療施設や学校等の耐震対策を抜本的に促進強化すべき。民間建築物について、予備診断や耐震改修補助事業の利用者が少ない。補助率の制限の撤廃など助成内容の拡充強化や予備診断の無料化を検討されたい。耐震診断や耐震改修も進んでいない。寝室だけの耐震化など現実的な対応が必要。住宅の耐震改修や危険なブロック塀等の除去などに対する助成制度の市民への周知を図られたい。危険ブロック塀撲滅キャンペーンなどの取り組みを検討されたい。実効性の高い「福岡市耐震改修促進計画」を策定されたい。断層地帯の建築物については、断層上の規制等の対策をとられたいとの意見、要望があった。

## 2 3月20日を「市民防災の日」と定める決議

平成17年第6回定例会において、3月20日を「市民防災の日」と定める決議が議決された。

**【3月20日を「市民防災の日」と定める決議】**

平成17年3月20日午前10時53分に発生した福岡県西方沖地震は、マグニチュード7.0、最大震度6弱を記録し、福岡市ではいまだかつて経験したことのない強い揺れに見舞われた。

この地震により1人の尊い生命が奪われ、1,000人にも及ぶ負傷者と5,000棟を超える建物損壊が生じるなど甚大な被害を受けた。いまだに600人の市民が不自由な仮設住宅での避難生活を余儀なくされている。この地震の経験から我々は、自然の脅威と自然災害に対する日ごろからの備えの大切さを改めて思い知らされた。

しかしながら、地震直後の恐怖や不安を抱えた中でも、多くの地域では市民同士が互いに助け合い、いたわり合い、励まし合うなど互助の精神を基本とした自主的な活動が行われており、深い感動を覚えるとともに、これからも我々の心にしっかりと刻み込んでおかなければならない。

集中豪雨や地震の発生、台風の襲来を防ぐことはできないが、防災対策等により少しでも被害を少なくすることは可能である。

我々は近年2つの大きな水害も経験した。今こそ市民一人ひとりが、地域が、行政がそれぞれの役割と責務を十分に認識し、協働して災害に強いまちづくりを積極的に進めていく強い決意を示さなければならない。あわせて、全国の皆様からいただいた温かい御支援と励ましに報いるためにも、これまでの教訓を次の世代に正確に伝えていく必要がある。

よって、福岡市議会は、ここに、この福岡市を、緑豊かで環境と共生するまち、こころ豊かに生き生きと暮らせるまち、災害に強く安全で安心して暮らせるまちとして創造していくため、3月20日を「市民防災の日」と定めるものである。

以上、決議する。

平成17年12月16日

福岡市議会